

提出された意見の内容とそれに対する県の考え方

「やまなし困難を抱える女性への支援計画」(素案)

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|-----------|-------------------------|--|-----|---|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 1 | 1 | 第1章 計画策定の趣旨等 1 策定の趣旨 | 趣旨は、女性支援法の理念である下記内容の追記をご検討ください。女性支援法では、売春防止法の「性道徳に反し、社会の善良な風俗を乱す売春する恐れのある女子を保護・更生させる」という目的から脱却し、「困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、女性の人権が尊重され、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現」をめざすこととされ、日常生活又は社会生活を送る上で、様々な困難を抱える女性の福祉の増進のため、本人の意思を尊重した切れ目のない福祉的な支援を実施することとされています。 | 1 | 【修正加筆等意見反映】 御意見を踏まえ、P1の「策定の趣旨」の1段落目の後に、次のように追記します。 「困難女性支援法では、改正前の売春防止法の性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子(要保護女子)の保護更生させるという目的から脱却し、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、女性の人権が尊重され、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現を目指すこととされ、日常生活又は社会生活を送る上で、様々な困難を抱える女性の福祉の増進のため、本人の意思を尊重した切れ目のない支援を実施することとされています。」 |
| 2 | 1 | 第1章 計画策定の趣旨等 1 策定の趣旨 | ..を踏まえ、官民一体となって困難な問題を抱えている女性の人権の保護、女性の福祉の増進が図られるよう、きめ細かい対応や自立を総合的、計画的、効果的に支援するための指針として「やまなし…」を策定します。とする。 | 1 | 【修正加筆等意見反映】 いただいた御意見を踏まえ、P1の「1 策定の趣旨」の本文中の3段落目の「官民一体となって困難な問題を抱えている女性へのきめ細かい対応」を「官民一体となって困難な問題を抱えている女性の人権の擁護、女性の福祉の増進が図られるよう、きめ細かい対応」に修正します。 |
| 3 | 1 | 第1章 計画策定の趣旨等 3 計画の期間 | 下記内容の追記をご検討ください。 見直しの際には、女性支援に取り組む民間団体をはじめ広く県民に意見を聴取し進めていきます。 | 1 | 【反映困難】 関係法令の改正等により計画を速やかに改正する場合も想定されるため計画に明記することは困難ですが、いただいた御意見のとおり、見直しの際には民間団体をはじめ広く県民に意見を聴取し進めていきます。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|-----------|--|--|-----|--|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 4 | 2 | 第1章 計画策定の趣旨等 4 取組主体ごとの役割 (1)県と市町村の役割 ○県の役割 | …地域の実情に…それぞれの地域特性と書かれているが、当事者は困難な問題を抱える女性である…下記のように修正するよう求める。 ⇒困難な問題を抱える女性への支援に関して中核的な役割を果たし、困難な問題を抱える女性が置かれている実情に応じて、それぞれの問題の特性を考慮しながら、困難な問題を抱える女性の意向・ニーズ等に応じた施策の検討・活用し、県関係機関や市町村、民間支援団体等との連携による切れ目のない援を展開します。 | 1 | 【反映困難】 御意見をいただいた箇所は、国の基本的な方針における記載を踏まえたものであり、簡潔な表現で御理解をいただきたいと考えております。 |
| 5 | 2 | 第1章 計画策定の趣旨等 4 取組主体ごとの役割 (1)県と市町村の役割 ○県の役割 | ○県の役割 広域的な観点から…を下記に修正 ⇒地域での困難な問題を抱える女性の早期発見、迅速な市町村連携支援ができるよう、市町村における基本計画の策定を進め、市町村における各種施策の取組状況等や包括的な支援の展開等の情報交換、連絡調整等を通じて市町村への支援を行い、市町村格差が生じないように必要な取組を促進していきます。 | 1 | 【反映困難】 御意見をいただいた箇所は、国の基本的な方針における記載を踏まえたものであり、簡潔な表現で御理解をいただきたいと考えております。 |
| 6 | 2 | 第1章 計画策定の趣旨等 4 取組主体ごとの役割 (1)県と市町村の役割 ○市町村の役割 | ○市町村の役割・2…を下記に修正 ⇒・2 困難な問題を抱える女性の意思が尊重され福祉の増進を図る支援に必要となりうる…とする支援を包括的に提供します。 | 1 | 【反映困難】 御意見をいただいた箇所は、国の基本的な方針における記載を踏まえたものであり、簡潔な表現で御理解をいただきたいと考えております。 |
| 7 | 3 | 第1章 計画策定の趣旨等 4 取組主体ごとの役割 (1)県と市町村の役割 ○県と市町村の共通の役割 | ○県と市町村の共通の役割の「単独又は共同して…」の文章に法律に規定されている構成員を書き込む。「(末尾は)…関係機関、民間団体その他の関係者によって構成される会議を組織する」とする。 | 1 | 【反映困難】 御意見をいただいた箇所は、国の基本的な方針における記載を踏まえたものであり、簡潔な表現で御理解をいただきたいと考えております。 |
| 8 | 3 | 第1章 計画策定の趣旨等 4 取組主体ごとの役割 ○県と市町村の共通の役割 | 県及び市町村は注意深く、そして広く市民から、団体に関する情報収集を行う、という趣旨を記載してはいかがでしょうか？多様な民間団体の中には、必ずしも支援対象者への支援として連携すべきでない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があることも考えられるためです。なお、本支援は一部の団体、支援者、被支援者にとどまらず、地域社会など幅広いネットワークでなされるものであり、前記の情報収集も一部団体や被支援者に限ることなく、広く受け入れて考慮されることを望みます。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 9 | 5 | 第1章 計画策定の趣旨等 4 取組主体ごとの役割 (2)関係機関の役割 ○民間団体等 | 「訪問や巡回、居場所の提供、SNS等を活用した相談支援やアウトリーチによる早期発見、同行支援、一時保護の受託、地域における生活再建等の自立支援など、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援の実施」 ★この表現では、困難女性支援法・基本的な方針からの逸脱で、まず女性相談支援センターが第一義に実施し、足りない部分を民間が補うという表現に改めるべき。 | 1 | 【反映困難】 いただいた御意見は、困難女性支援法の国の基本方針における「第2の4(4)民間団体等」から、民間団体の取り組みを引用したものです。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|-----------|---|--|-----|--|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 10 | 5 | 第1章 計画策定の趣旨等 4 取組主体ごとの役割 (2)関係機関の役割 ○その他関係機関 | ダルクなど依存症当事者の自助団体、保護司なども関係機関に含める。 | 1 | 【実施段階検討】 十分な連携が求められる関係機関等の記載は例示であり、いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 11 | 5 | 第1章 計画策定の趣旨等 4 取組主体ごとの役割 (2)関係機関の役割 ○その他関係機関 | 連携する機関として、出入国在留管理庁を加えてはいかがでしょうか？外国籍の方々の支援では、彼女らの在留資格が問題となるケースが想定されること、また、支援対象者の意思等によっては速やかな帰国を進めることも一つの支援として考慮されると考えられるからです。 | 1 | 【実施段階検討】 十分な連携が求められる関係機関等の記載は例示であり、いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 12 | 6 | 第2章 困難な問題を抱える女性の現状と課題等 | <p>追記を。国の法基本方針にある困難な問題を抱える女性の今日的な状況を明記することで、県状況の課題の必然性への理解がさらに深まるのでは。</p> <p>女性を取りまく状況は変化しています。2020(令和2)年、「新型コロナウイルス感染症」は深刻な影響をもたらしました。非正規雇用者の解雇やシングルマザーの失業率の上昇、自殺者の増加、DV相談の全国的な増加、子どものいる有配偶者の非労働力化の進行など、社会的に弱い立場にある人ほど状況が深刻化する事態が浮き彫りとなりました。社会経済状況の急激な変化に伴う女性の就業率の上昇、働き方の多様化や、婚姻に関する意識や家族関係の変化などに伴い、予期せぬ妊娠・出産、女性に対する暴力、生活困窮、性加害問題等、女性が女性であるが故に抱える問題は複雑化し、支援ニーズも一層多様化しています。社会的に弱い立場にある、困難な問題を抱える女性をできるだけ生み出さないようにするとともに、困難な問題を抱えた方を自立へとつなげ、社会全体で支援していくことが課題です。そのためには人権意識の醸成などの意識啓発や、支援施策の周知・啓発が大切であるとともに、一人ひとりが抱える背景に寄り添い、当事者の目線に立った支援が必要であることから、支援者も、従来の売春防止法に基づく考え方から、一人ひとりの人権を尊重し本人のニーズに即した当事者目線に立った支援を改めて意識することが求められています。DV被害をはじめ、様々な困難を抱える女性等を支援するため、また、支援が届きにくい人にも早期にかつ切れ目なく支援していくためには、行政、関係機関、民間団体が対等な立場で協働しながら、個々の状況に応じて柔軟に支援していくことが必要となります。</p> | 1 | 【反映困難】 いただいた御意見は、非常に重要であると認識しておりますが、本計画は県が取り組むべき施策の方向性をまとめた計画であるとともに、全体の要旨を分かりやすく伝えたいため、簡潔な構成にさせていただきます。実際の取組の推進に当たっては、いただいた御意見の趣旨を多くの県民の方々と共有していけるよう努めて参ります。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|-----------|--|--|-----|--|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 13 | 9 | 第2章 困難な問題を抱える女性の現状と課題等 1 現状 (1)女性相談支援センター(現・女性相談所)の利用者の状況等 | 何故、入所に至らないのか規則や閉鎖性など国の分析と同様ならば分析結果を記載。相談者の年代は40代が多いが年次の変化はあるのか。職業の有無は。同伴児、妊婦、高齢者、外国人等にどのような対応・支援をしてきたのか明確な記載を。 <p13 山梨県の性犯罪の状況 追記> <P14 山梨県の児童虐待件数 高校中退女子数 自殺状況 追記> <p34 アンケート結果の分析をさらに記載する必要あり> 例えば、全世代から教育・啓発の必要性を求めています。開始時期は、各年代が未就学時期から各ライフサイクル時に必要性を求めています。女性であることの困りごとをなくすための教育は、10代、20代では9割の人が小学生時期から求めています。等 その教育内容は、国連が提唱している「包括的性教育」に含まれる項目であり、性の健康と権利における人権教育などにあたります。 | 1 | 【反映困難】 お示しされた内容を全て明記すると計画の分量が膨大となり要旨が伝わりにくくなると考えているため反映は困難ですが、関係データや背景の分析は重要であると認識しており、施策・事業の検討・実施の際に取り組んでいく考えです。 |
| 14 | 35 | 第2章 困難な問題を抱える女性の現状と課題等 1 現状 (4)関係機関等からのヒアリング等により把握した実情 | <追記> 外国人への対応についてわかりやすい説明をしてほしい。オアシスからの声の記載がない。さらに、障害児への性教育の充実、ジェンダーの視点を女性支援に活かせる人材を配置してほしい。会計年度任用職員ではなく正規職員として採用してほしい。等また、要望書などの声は活かしていただけないのでしょうか？ など。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 15 | 36 | 第2章 困難な問題を抱える女性の現状と課題等 2 課題 | やはり外からはなかなか分からないので自ら発信してもらう必要があると思います。それには日ごろからのコミュニケーションが大事で近隣の繋がりを深める努力をもっとするべきです。それと子供の頃から将来についてや困った時の相談方法など教えて欲しいです。困った時災害時も含め助けを求める事ができなければ命を守る事ができません。もう少し住みやすい社会になるよう個々の意識が変わる事を願っています。素晴らしい案だとおもいます。多くの方に知っていただき協力をして頂きたいです。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 16 | 36 | 第2章 困難な問題を抱える女性の現状と課題等 2 課題 (2)自立支援の強化 | <追記> 女性自立支援施設を民間任せにはしないためには女性相談所の業務評価を明確にしてほしい。女性相談所の職員構成、婦人相談員数記載。業務の内容については、特に婦人保護施設として一時保護所に入所後、長期の支援が必要と認められる女性について、本人の要望により、婦人保護施設において自立支援を行うという業務の内容がある。しっかり、業務の評価をしてほしい。機能をはたせていなかったことの要因はなにか明確な追記を求めます。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただくとともに、これまでの取り組みの分析についても引き続き取り組んでいく考えです。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|-----------|--|---|-----|---|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 17 | 36 | 第2章 困難な問題を抱える女性の現状と課題等 2 課題 (2)自立支援の強化 | 「地域で困難な問題を抱える女性が孤立することのないよう、民間女性支援団体と連携し、当事者の居場所が多く確保されることも必要です。」 ★当事者の居場所の確保は女性相談支援センターが実施しますが、民間女性支援団体と連携し、当事者の居場所が多く確保されることも必要です。と変更していただきたい。 | 1 | 【反映困難】 御意見があった箇所は、課題として、地域の中で当事者の居場所が多く確保されることが必要であるとの趣旨であり、そのためには民間女性支援団体との連携が重要と考えているため明記したものです。 |
| 18 | 36 | 第2章 困難な問題を抱える女性の現状と課題等 2 課題 (3)女性相談所の支援力強化 | <下記3点の追記> 1.県内福祉事務所の女性相談状況も含めて記載することで、さらに女性相談状況の増加が明らかになるのでは。 2.脱売春防止法化における人権擁護を含めた支援の基本的な変化を追記。 3.さらに、新法では女性であることによる困難を抱えた女性の支援対象が明記されています。どのような対象者なのか記載し、支援の強化が必要であると明記したらいかがでしょうか？ | 1 | 【修正加筆等意見反映】 いただいた御意見を踏まえ、P36の(3)の1段落目の後に、次の内容を追記します。 「困難女性支援法では、困難な問題を抱える女性の定義として、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。）」とされていることから、取組の対象が広がり、支援の強化が必要です。」 その他いただいた御意見については、今後の施策・事業の検討・実施の際に留意して進めて参ります。 |
| 19 | 36 | 第2章 困難な問題を抱える女性の現状と課題等 2 課題 (3)女性相談所の支援力強化 | 「相談する女性が抱える様々な事情により一時保護の件数は年間5~18件となっている。」とあるように、施設への入所をためらわせる要因があること等を踏まえ、支援対象者に必要なサポート体制に改善していくことが今後必要となります。女性相談所等の関係機関に意見箱の設置・苦情処理制度など女性が意見しやすい様な工夫が必要です。支援を必要とする者が中心となって、個々の状況や要望が発信でき、柔軟な対応・確実に支援が届く体制を作っていく必要があります。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、非常に重要と認識しており、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|-----------|--|--|-----|---|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 20 | 37 | 第2章 困難な問題を抱える女性の現状と課題等 2 課題 (4)関係機関や民間団体への支援 | <修正・追記> 女性をめぐる支援の課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化していることから等に修正はいかがでしょうか？ ・連携を協働へ ・市町村のサービス主体となっている事業名を記載 | 1 | 【修正加筆等意見反映】 いただいた御意見を踏まえ、P37の(4)の本文1行目の「女性が抱える困難は複雑で範囲も広がっていることから」を「女性が抱える困難は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化していることから」に修正し、2行目の「…関係団体と連携し…」を「…関係団体と連携・協働し…」に修正します。 また、4行目の「各種福祉サービスの実施主体」の前に、「児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の」を追記します。 |
| 21 | 37 | 第2章 困難な問題を抱える女性の現状と課題等 2 課題 (5)人権教育の推進、情報発信 | <下記内容の追記> この社会には、ジェンダーベースト・バイオレンス(Gender-based Violence,あるいは「女性に対する暴力(Violence Against Women)」と呼ばれる加害・被害の社会構造があるため、それに特化した対策や支援が必要です。女性等を巡る困難な問題やDV被害は、人権を尊重し、ジェンダー平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。 女性が困難な問題を抱える社会構造の要因は、 1. 男女の不平に基づく女性の困難の顕在化 2. 支援が必要なのに支援のハードルが高い女性たち 3. 性と生殖における健康と権利の遅延 4. 包括的性教育など性の権利学習権が保障されていない 等が指摘されています。 | 1 | 【修正加筆等意見反映】 P37(5)の本文の冒頭に、「女性をめぐる困難な問題は、人権を尊重し、ジェンダー平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。」を追記します。 また、「人権教育を充実することが課題と考えられます」を「人権教育を充実することが具体的な課題と考えられます」に修正します。 その他、いただいた御意見は施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 22 | 37 | 第2章 困難な問題を抱える女性の現状と課題等 2 課題 (5)人権教育の推進・情報発信 | アンケートの結果(33ページ)からも、幼児からの包括的性教育の貧困が指摘されます。つまり、人権教育が推進されていないという社会構造が、困難な問題を抱える女性を生み出しているのです。権利意識の希薄の要因は女性にはありません。自分が権利の主体であるという意識が育たないのは、法律はじめ社会制度および社会構造、国民のジェンダーバイアスの問題です。以下の書き換えをお願いします。 「すべての人が権利の主体であるという意識を育む教育の推進が必要であり、子どもから大人まで含めたジェンダー平等の視点による包括的性教育、人権教育を充実することが課題と考えられます。」 | 1 | 【反映困難】 現段階では、文部科学省の通知等で「包括的性教育」の捉え方についての確認ができていないため、計画で用いることは困難ですが、いただいた御意見は重要と認識しており、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|-----------|---|---|-----|---|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 23 | 39 | 第3章 計画理念 2 基本的な取組の視点 | ★2. 女性相談支援センターが取り組む基本的視点に変更し、主語を明らかにする | 1 | 【反映困難】 御意見があった箇所は、女性相談支援センターを含む県の取組を進めるに当たっての基本的視点であります。 |
| 24 | 39 | 第3章 計画理念 2 基本的な取組の視点 (3)本人の自立を支援すること | 東京都の案4章には、「経済的な自立のみを指すものでなく(中略)?必要な福祉的サービスなども活用しながら」の後に、「安定的に日常生活や社会生活を営めることを含む物であり、本人の自己決定および自己選択が重要な要素である。」と記載されている。東京大学先端科学技術研究センター准教授熊谷晋一郎氏によると、自立とは「依存先を増やすこと」と言っている。山梨県の計画案の「人格的にも身体的にも自立した」というのを意図的に山梨の計画案に入れていると感じたが、この表現はよくありません。いろいろなできないところを支援してもらう能力を高めること、ダイバーシティを尊重するための計画だと思うので目的とかなりズレていると思います。個人に問題がなすりつけられているように感じました | 1 | 【修正加筆等意見反映】 P39の2(3)「本人の自立を支援すること」の本文中、「人格的にも身体的にも自立した」を削除します。 |
| 25 | 39 40 | 第3章 計画理念 2 基本的な取組の視点 3 基本方針 基本方針1 本人の自立に向けた相談支援の強化 基本方針2 関係機関との連携体制の強化・情報発信 | 法制審での答申確定に対して、全国女性シェルターネットでは、「離婚後共同親権導入に反対する声明」を発表しました。拡散歓迎します。https://nwsnet.or.jp/archives/3581是非読んでください。母子ともに逃げなければ危険な時の対策を慎重に考えて下さい。知事は、凍結卵子に1億を超える予算を付けています。女性の身体は子どもを生む道具ではありません。子どもを連れて逃げられる安全な山梨県にして下さい。全国的に呼びかけて阻止して下さい。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 26 | 40 | 第3章 計画理念 3 基本方針 | 困難を抱える女性(潜在的な相談者)への情報提供に力を入れるべきだと考える。課題やヒアリングから潜在的な困難を抱える女性の存在が挙げられている。基本方針を3つに増やし、潜在的相談者へ支援が届く体制を作っていただきたい。 | 1 | 【反映困難】 潜在的相談者への情報提供や支援については、施策の柱1において、SNS相談等、様々な取組を進めて参ります。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|-----------|--|---|-----|--|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 27 | 40 56 | 第3章 計画理念 3 基本方針 基本方針2 関係機関との 連携体制の強化・情報発信 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱5 女性福祉の推 進に向けた教育・啓発の強 化 【主な取組】 No.11 女性福祉支援情報 の一体的な発信 | 「インターネット・SNS 等を含めた情報発信」と具体化することで、P29「インターネットやSNS 情報を得た」約60%の人に届くようになるのではないのでしょうか。若年層はSNSから情報を 得ています。 | 1 | 【修正加筆等意見反映】 いただいた御意見を踏まえ、P56の No11「女性福祉支援情報の一体的な発 信」の内容中「HP等様々な媒体を通じ て」の部分「インターネット・SNS等 様々な媒体を通じて」に修正します。 |
| 28 | 42 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱1 早期発見・対 応に向けた包括的支援 | そもそも、当事者はメンタルが下がっているとは思っておらず相談に繋がるまでが本当に困難 です。身体に症状が出ていたとしてもまだ大丈夫!!と頑張っています。また、無理解な医者にか かってしまったり、ドクターショッピングを繰り返し怒られて2次被害を受けて「私が悪い」「私が バカだから」と間違った理解をして支援とは程遠いところで何とか生活している人が多いと思 います。メンタルが落ちている状態とは？のチェックシートや相談先を記したものを様々な形態 で配布する。男女共同参画、共生社会、子ども福祉、医療、教育機関、労政人材育成、住宅対策 警察と連携して出来る全てのことをしてください。トラウマケアやトラウマインフォームドは、 外せない視点です。なぜなら、困窮世帯が多く、自分でそのようなところまで出向けないから繋 がるのが難しいです。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検 討・実施の際の参考にさせていただきます。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|-----------|---|--|-----|---|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 29 | 42 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱1 早期発見・対応に向けた包括的支援 【主な取組】 | <p>1.早期発見のためには、地域の様々な「場」や支援団体が行政機関とつながることが必要。取組18には、「子ども食堂や地域の居場所」とあるが、困難を抱えた女性に気づける立場にある場や団体などはまだあるのではないかと。例えば、子育て支援センターや介護事業所・「宅老所」、精神科の訪問看護事業者、保育所・幼稚園、民生・児童委員、不登校の子どもたちのための民間が運営する居場所その他。県と自治体とが協力して、こういう早期発見の可能性を持つ団体や「場」のリストを作成することで、「困難を抱えた女性の発見」という意識を持ってもらうこと、また民間団体の掘り起こしにつながると思う。</p> <p>2.この取組に関わる全ての団体、スタッフがジェンダーの視点を持った相談や支援ができるような研修を行うこと。</p> <p>3.取組1について、SNSでの相談と対面や電話での相談とは異なるスキルも必要。この方法での相談支援にあたる人にはこれに特化した研修機会を。</p> <p>4.取組6について:「検討していく」では遅いのではないかと。このような女性が増えていると把握しているのだから、早急に支援体制を作るべき。富士吉田や甲州市のような胸の痛む事件にならないような取組を、支援団体や当事者経験のある女性も含めて初年度に作るべき。</p> | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、非常に重要な点であり、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 30 | 42 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱1 早期発見・対応に向けた包括的支援 【主な取組】 No.1 SNS(チャット)を活用した相談支援 | snsの相談は相談しやすさが強み。相談する前に名前や住まいなどの情報が必要だと、相談に繋がる前に途切れる可能性がある。入り口と出口(どのように支援に繋ぐか)の検討が必要。そして、安心安全に相談できる保障が必要。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 31 | 42 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱1 早期発見・対応に向けた包括的支援 【主な取組】 No.1 SNS(チャット)を活用した相談支援 | 様々な困難な問題を抱える若年女性は、心や身体等を傷つけられたことや、過去の生活体験等により他者を信頼できず、自ら助けを求めにくく、潜在化し支援対象として把握できない場合があります。「知人に知られたくない」等の理由から、地域の中では相談しづらいなどなかなか相談窓口につなげられない方や内密出産を望む方も妊娠そうとSOS山梨へ匿名相談があります。こういった女性が、困難女性として明記・認知され、メールやSNSで匿名相談ができる必要があります。妊娠そうとSOSへの相談手段は主に電話かLINEで半数ずつ程、年齢層も幅広いです。「1、SNSを利用した相談支援」若年層でなくても、予期しない妊娠等に悩む女性がまずSNSを利用して匿名で相談でき、支援につながるよう、子育て政策課も所管でよいのではないのでしょうか。同時に、支援対象者のプライバシーを尊重し、その個人情報について適切に取り扱い、個人情報を守られ安全に相談できると女性が理解できることが必要です。 | 1 | 【修正加筆等意見反映】 いただいた御意見を踏まえ、P42のNo1「SNS(チャット)を活用した相談支援」の内容を「若者の主要なコミュニケーションツールであるSNSを通じ、困難な問題を抱える若年層からの相談を拾い上げ、支援につなげていきます」から「SNSを通じ、困難な問題を抱える女性からの相談を拾い上げ、支援につなげていきます」に修正するとともに、所管に子育て政策課を追加します。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|----------------------|---|--|-----|---|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 32 | 42 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱1 早期発見・対応に向けた包括的支援 【主な取組】 No.2 DVに関する相談対応の推進 | 女性相談支援センターが支援体制のコアになるような図を見ましたが、その中でびゅうあ総合とは役割と機能について、例えばDV証明が必要な相談者の希望に沿えるようにしっかりとすみ分けを図って頂きたいと思えます。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 33 | 42 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱1 早期発見・対応に向けた包括的支援 【主な取組】 No.2 DVに関する相談対応の推進 | 一人配置ではなく毎日、必ず同一日に、同一の相談窓口の空間に複数配置。ケースにはチームで判断し、対応して欲しいです。いわゆる、「直来なし」ルールを廃止してほしいです。初期段階から女性相談支援センターの相談支援員が面接して面談でケースをうけて、市や警察、民間の支援員などと協働してケースのアセスメントを行い、支援計画を立ててください。電話越しでの指示出しは、あまりにも乱暴で不親切だと思います。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 34 | 42 43 43 46 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱1 早期発見・対応に向けた包括的支援 【主な取組】 No.2 DVに関する相談対応の推進 No.3 性犯罪・性暴力被害者への総合的な支援の推進 No.4 性犯罪被害者からの相談対応の実施 施策の柱2 本人の自立に向けた継続的支援 【主な取組】 No.1 民間シェルターでの生活相談・自立支援の実施 | 昨年の研修にもありましたが、全窓口共通の相談シートを作成し、本人の希望に添った支援策を当事者のもとに出向き提案できる、ワンストップの仕組みを作り実施してください。また、安心して相談できる専用の部屋を、市町村窓口も設置してください。それだけでなく、話しづらいことを相談に来ている。ということを理解してください。窓口で何度も同じことを言うことは、しんどいことです。交通網の衰退している山梨では、辿り着くのも大変な方も多いです。今まで抱えてきた困難を安心して相談でき、解決に向けて共に考えてもらうことで、信頼関係を築けるのではないかと考えます。以上よろしくお願ひいたします。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|-----------|---|--|-----|---|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 35 | 42 43 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱1 早期発見・対応に向けた包括的支援 【主な取組】 No.5 産後うつ等の早期支援 | 表5 産後うつ等の早期支援に「特定妊婦」の早期発見と継続的な支援を加える。DVと児童虐待の併合事案への支援施策に明記すること。 | 1 | <p>【修正加筆等意見反映】 いただいた御意見を踏まえ、施策の柱1の主な取組として、次の二つの取組を追加します。</p> <p>■取組名:特定妊婦の早期発見と支援の推進 <内容> 養育上の支援を妊娠中から要する特定妊婦の早期発見に努めるとともに、市町村等と連携し継続的な支援を行います。(所管:子ども福祉課、子育て政策課)</p> <p>■取組名:児童相談所等と連携した子どもの安全確保 <内容> 困難な問題を抱える女性で子どものいる家庭については、児童虐待の有無を視野に入れ、子どもの安全を最優先に児童相談所や市町村等と連携し対応を行います。(所管:子ども福祉課)</p> |
| 36 | 42～ 56 | 施策の柱全て | 全ての視点で、LGBTや子どもの視点が漏れているように感じます。LGBTで言えば、戸籍を男性に変更していて、容姿が男性だから女性相談支援は受けられないと断られたケースがあります。男性に戸籍を変更する際も、差別と偏見にさらされここにきてもまた差別される。女性とも男性とも言えない方たちも存在することを考えると、どのようなケースも相談に繋がるのが重要です。困難を抱える女性への支援を考えると、やはり、子どものことを抜きには考えられません。子どもが安心して見知らぬ土地で生活するためには、母親が安心して笑顔で生活できることなのです。子どもが安心して地域に暮らせることを視点から漏らさないでください。勉強だけの学習支援ではなく、地域の人との関わりで安心できる居場所等も必要です。(児童相談所以外に必要)民間にもあるといいですね。交通網の衰退した山梨県での移動を考えると、当事者等や支援者にも支援が必要です。様々な資源などに工夫をすることで、乗り越えられそうな問題もありそうですね。今までの常識を覆す新しいやまなしけんの挑戦。それが「困難女性支援法」ですね。全ての女性への女性福祉の構築は、市町村間の綿密な連携と民間との協働により実現するものですね。民間の私たちは、出来ることは限られますが行政と連携、協働することでどんな未来が見えるのか、出来るのか。当事者等の「普通の暮らしが幸せ」を感じられる社会を、県民と作りあげたいと思います。 | 1 | <p>【実施段階検討】 いただいた御意見は、非常に重要と認識しており、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。</p> |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|-----------|--|---|-----|---|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 37 | 43 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱1 早期発見・対応に向けた包括的支援 【主な取組】 No.6 予期せぬ妊娠等に悩む若年女性を支える支援の検討 | 予期せぬ妊娠に悩み葛藤するのは若年女性だけではありません。全ての女性にしてください。 | 1 | 【修正加筆等意見反映】 御意見があった取組名及び内容中「若年女性」を「女性」に修正します。 |
| 38 | 43 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱1 早期発見・対応に向けた包括的支援 【主な取組】 No.8 女性の気持ちに寄り添った医療・看護の推進 | 医療者や看護、介護者が加害者になっていることが多いと聞いています。内診台にカーテンがあるのがとても恐怖です。自動で股を開いて待っている間も苦痛です。世界で日本にしかないカーテンのせいで、向こう側で笑っていること、窓ガラスが透明なこと改善していただきたいです。レイプされているみたいで、しんどいです。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 39 | 43 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱1 早期発見・対応に向けた包括的支援 【主な取組】 No.8 女性の気持ちに寄り添った医療・看護の推進 | DV、性暴力を受けた女性が受診しそうな医療機関(産婦人科、小児科、外科など)の医療従事者に対し重点的に推進していただきたい。特に性暴力に関しては愛知県に2つあるワンストップセンターを参考に、性病力対応看護師の養成、配置を要望する。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 40 | 43 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱1 早期発見・対応に向けた包括的支援 【主な取組】 No.9女性の気持ちに寄り添った薬局の対応力向上 | 現在の薬局では処方薬の受け渡しに関してプライバシーが配慮されているとは言い難い。(オープンな場所で受診理由や過去の服薬状況を聞くことは場合によって、心理的負担になる)プライバシーが確保されるような配慮をお願いする。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|-----------|--|--|-----|---|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 41 | 44 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱1 早期発見・対応に向けた包括的支援 【主な取組】 No.10 女性健康相談窓口における早期発見・支援の推進 No.11 母子自立支援員による早期発見・支援の推進 | 適切な関係機関と連携という部分は、「当該市町村」と記して頂き責務の明確化を望んでいます。 | 1 | 【反映困難】 連携する関係機関には、市町村以外の機関も想定されることから、修正は困難ですが、今後、市町村との責務の明確化を図っていきます。 |
| 42 | 44 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱1 早期発見・対応に向けた包括的支援 【主な取組】 No.11 母子自立支援員による早期発見・支援の推進 | 質問と確認です。母子自立支援員に加えて、家庭児童相談員が配置されている場合はどう扱うのか。 | 1 | 【その他】 いただいた御意見にある家庭相談員や児童相談員が配置されている場合であっても、母子父子自立支援員と同様、相談者にDV、生活困窮、性被害等の問題を発見した場合には、適切な関係機関と連携し支援を進めるよう促進して参ります。 |
| 43 | 44 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱1 早期発見・対応に向けた包括的支援 【主な取組】 No.11 母子自立支援員による早期発見・支援の推進 No.13 生活上の困りごと等への相談対応や啓発の推進 | 事業内容に、やや曖昧さが残ります。即応的で具体的な対応という姿勢を明記すべきです。(理由)「お金がない」とか「今日、寝るところがない」というような場合の対応が不明瞭です。即応的で具体的な対応という姿勢が明記されていない。 | 1 | 【修正加筆等意見反映】 取組11の内容を「(略)問題を発見した場合には、適切な関係機関と連携し支援を進めます」から「(略)問題を発見した場合には、速やかに適切な関係機関と連携し具体的な支援を進めます」に修正します。 なお、取組13においては、様々なケースがあるため修正は困難ですが、いただいた御意見を今後の取り組みの参考とさせていただきます。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|-----------|---|---|-----|--|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 44 | 44 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱1 早期発見・対応に向けた包括的支援 【主な取組】 No.12 女性の人権に関する相談対応窓口の周知等 | 県男女共同参画推進センターぴゅあ総合、市町村男女共同参画行政窓口、女性相談が設置されている場合を内容に加える。所管は県ホームページでは男女共同参画・共生社会推進統括官も加える。 | 1 | 【反映困難】 P44のNo.12に関する取組は、御意見のとおり幅広いものになりますが、No.12の取組は、所管が県民生活安全課となります。 |
| 45 | 44 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱1 早期発見・対応に向けた包括的支援 【主な取組】 No.12 女性の人権に関する相談対応窓口の周知等 | 事業内容の説明「啓発活動」について、法に根拠づけられた保護・支援・権利であることを明記すべきです。 (理由)「人権問題に対する正しい理解と認識を深める～」とあるところを、「法の正しい理解」を入れて、「人権問題に対する法の正しい理解と認識～の啓発活動」という認識に立つことが大切で、これは権利なんだよという強いメッセージにつながる。この姿勢の啓発活動のもので、支援を必要とする困難女性だけでなくその周囲の人たちへのメッセージにもなる。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見を参考に、効果的な啓発活動を行っていくよう努めて参ります。 |
| 46 | 44 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱1 早期発見・対応に向けた包括的支援 【主な取組】 No.12 女性の人権に関する相談対応窓口の周知等 | 勇気を出して電話して「行政の窓口へ」という対応では、もう2度と電話はしない。と、心に決めてしまう方がいます。消えてしまいたいほどの辛さやしんどさを、理解していただきたいです。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|-----------|---|--|-----|---|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 47 | 44 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱1 早期発見・対応に向けた包括的支援 【主な取組】 No.14 外国人への相談支援の充実 | 地域包括や重層的な関わりが必要です。話すことはできても読み書きが困難な方が多く、保育園や学校とのやり取りや近隣とも距離ができ、子どもに影響を及ぼすと感じています。孤立しやすいので、居場所など気軽に相談できるひとやモノがあるといいです。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 48 | 44 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱1 早期発見・対応に向けた包括的支援 【主な取組】 No.14 外国人への相談支援の充実 | やさしい日本語と多言語による案内は必須です。また、窓口・インフォメーションには、「在留資格は問いません・個人の情報が漏れることはありません・非正規滞在者でも入管には通報しません・安心して相談にきてください」ということを明記・はっきりわかるようにする必要があります。外国人女性への支援に関しては、山梨外国人 인권ネットワーク・オアシスが提出した意見書に即して、相談体制が構築されるよう望みます。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 49 | 44 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱1 早期発見・対応に向けた包括的支援 【主な取組】 No.15 スクールカウンセラー等による相談支援の推進 | 本人が希望すれば繋がるような仕組みにしていきたいです。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|----------------------|---|---|-----|---|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 50 | 44 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱1 早期発見・対応に向けた包括的支援 【主な取組】 No.15 スクールカウンセラー等による相談支援の推進 | 校長の裁量ではなく、当事者が望んだら繋がれるように配慮してください。市町村においてもスクールカウンセラーは公認心理士を配属して下さい。繋がれずに不登校になるケースがあるので、本人の意思を尊重しトラウマケアの視点を入れたサービスも必要です。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 51 | 44 46 47 48 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱1 早期発見・対応に向けた包括的支援 【主な取組】 No.15 スクールカウンセラー等による相談支援の推進 施策の柱2 本人の自立に向けた継続的支援 全般 | 初期段階からもそうだと思いますが、トラウマインフォームドケア、やトラウマの影響、トラウマの症状という観点を持ち、それぞれの立場での支援を考えていただけたら幸いです。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 52 | 45 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱1 早期発見・対応に向けた包括的支援 【主な取組】 No.17 警察における被害者保護体制の運営 | 加害者になりそうな人をパトロールし、加害者にならないための指導と啓発をしてください。山梨にはダルクという加害者プログラムを実践し、警察も協働して総理大臣賞まで受賞している資源もあります。全ての加害者や、加害の恐れのあるひとのうちの一人が加害をやめたのなら、被害者は減少します。被害当事者にならずに済む人は、自ずと増加します。防犯グッズを借りて、毎日被害に怯えながら過ごさなければならないのは、多くは女性がです。好きな服や着たい服を着ていただけなのに「そんな格好をしていたのだから」とか「これだけ可愛いから、こんなに美人だから仕方がない」とか「誘っていたんじゃないの」など、あたかも被害者に非があったかのような声を、平気で被害者に浴びせかけてしまう。こんな社会は終わりにして欲しいです。ダルクの人たちを見る度に「女性にも警察との協働支援が欲しい」と考えます。去年は東京のBOND PROJECTに辿り着いた山梨県の少女達からの相談件数は60件だと聞きました。数字に乗らない女の子達。つながる仕組みも必要ですね。自己責任論で片付けるのはもう、終わりにして欲しいです。皆、傷付けられ、傷付いています。重層的にパトロールする仕組みを作り実施してください。実施に向けて動いていく社会になりますことを願います。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|-----------|---|---|-----|---|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 53 | 46 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱2 本人の自立に 向けた継続的支援 | 本人の自立に向けた支援として、雇用する企業事業者への働き方改革を含めた、ひとり親でも働きやすい、子育てと仕事を両立できる職場環境の改善に向けて支援をお願いします。こどもを育てながらはたらきづらい環境は自立を妨げ、本人の努力では及ばない物である。公からの支援を期待している。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 54 | 46 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱2 本人の自立に 向けた継続的支援 | 困難な問題を抱える女性として対象となる身体・精神・知的・発達等の障害がある女性、高齢者等に対する施策と所管を明記すること。 | 1 | 【反映困難】 本計画は全体の要旨を理解しやすくするため、主な取組を明記する趣旨で構成していることから反映は困難ですが、いただいた御意見のとおり、困難な問題を抱える女性であれば障害がある女性や高齢の女性も本計画における支援対象であると認識しています。 |
| 55 | 46 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱2 本人の自立に 向けた継続支援 | 以前、暴行事件の被害者として警察や裁判所にお世話になりました。口頭での説明ではとても難しく、言われるがままに加害者処罰の手続きをしました。当時、メンタル面のケア、性暴力の可能性も加味した情報提供、一連の手続きの流れが視覚化され、わかりやすい図などが手元があれば、「自分で選んで自分で決めた」と感じていたのだと思います。その気持ちはその後の自立やエンパワメントにつながります。どの機関に相談したとしても、自己決定のための機会、情報、時間が得られ、自己決定のサポートが得られることを望みます。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 56 | 46 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱2 本人の自立に 向けた継続的支援 【主な取組】 | 1.取組1及び2について:民間女性支援団体にここまでの支援内容を期待するなら、相応の予算を付けるべき。経済的基盤の不安定な支援団体の「志」に行政が寄りかかる現状は改善すべき。 2.取組4について:早急に検討を進めて設置すべき。検討にあたっては、若年女性を含む当事者経験者、支援者の声を十二分に反映させるべき。全国の先進事例も調査研究して、「心身ともに癒され、自己決定できるまでに回復する」ことにつながるような、物理的に快適な環境を整え、運営についても十分に配慮することが必要。そういう事柄まで、細かく検討してほしい。 3. 取組6について:フォローアップの取り組みは、どのようなシステムなのか、誰が定期的な状況確認を行うのか? | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 なお、P47のフォローアップの取組は、女性相談支援センターが行うことを想定しています。 |
| 57 | 46 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱2 本人の自立に 向けた継続的支援 【主な取組】 No1 民間シェルターでの 生活相談・自立支援の実施 | 民間シェルターでの生活相談・自立支援の実施 ⇒女性相談支援センター シェルターでの生活相談・自立支援の実施 (本文中)民間女性支援団体による ⇒ 女性相談支援センターによるに変更する。 | 1 | 【反映困難】 御意見があった箇所は、民間団体と連携したシェルターでの取組を明記したものです。 なお、女性相談支援センターでも一時保護の取組を適時適切に実施して参ります(P50 No3)。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|-----------|---|---|-----|---|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 58 | 46 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱2 本人の自立に 向けた継続的支援 【主な取組】 No.1 民間シェルターで の生活相談・自立支援の実 施 | 民間シェルターの運営状況は事前に安全確認する必要があります。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検 討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 59 | 46 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱2 本人の自立に 向けた継続的支援 【主な取組】 No.2 当事者の集いや居 場所の提供等の促進 | 「当事者の集い」について、「働く仲間づくり」を核心とする集いとすべきです。 (理由)グループセラーのような当事者の集いではなく、自立の核となる「労働」を共通の基盤と する居場所づくりこそが強固な心的つながりを作り上げていくものである。当事者が「ともに働 きながら」を共通項にすることで、彼女たちが自立への道とともに歩んでいるという共感と自 信とを育めるので、「居場所」に強い意味づけを与えることができるので、「働く仲間づくり」が 重要である。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検 討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 60 | 47 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱2 本人の自立に 向けた継続的支援 【主な取組】 No.4女性自立支援施設設 置に向けた検討 No.5母子生活支援施設の 充実に向けた検討 | 現在山梨県では母子生活支援施設が休止中と県HPに記載されている。女性が(同伴時の有無 に関わらず)安心して生活再建に臨めるよう施設の設置、運営をお願いする。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検 討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 61 | 47 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱2 本人の自立に 向けた継続的支援 【主な取組】 No.7 生活困窮者への自 立支援の実施 | 妊娠そうとSOS 山梨への相談で一番多い内容は初診費用・中絶費用が捻出できないことで す。出産する・しないどちらを選択しても、経済的な負担は大きいです。妊娠をきっかけとして、 不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥る方が相談者のほとんど です。妊娠そうとSOSの相談者には、生活保護等の制度を知らない人や相談したが他の支援 につなげなかった人から相談が来ます。山梨県でも、埼玉県計画(案) P32(8)経済的な支 援「生活保護の適切な実施」や山形県概要(案)「生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度 の周知と利用のための支援」のように明記し、経済困窮に陥った方に生活保護制度をわかりや すく伝え、生活保護の窓口が最後のセーフティネットとして十分に機能できることを望みます。 また、年齢やそれぞれの属性、相談した窓口による対象別制度やライフステージの狭間で、支援 の切れ目をつくらない支援体制が必要です。 | 1 | 【修正加筆等意見反映】 いただいた御意見を踏まえ、施策の柱2 に次の取組を追加します。 取組名:生活保護制度による支援と配 慮 内容:支援対象者の置かれた状況や個 人情報の保護に配慮した支援を実施し ていきます。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|-----------|---|---|-----|---|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 62 | 47 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱2 本人の自立に向けた継続的支援 【主な取組】 No.8 経済的自立に向けたリスキリングの推進 ～キャリアアップ・ユニバーシティと連動～ | 現行のキャリアアップ・ユニバーシティの講座をそのまま適用するのではなく、困難女性支援に適応した講座の新設が必要です。 (理由)現行のキャリアアップ・ユニバーシティの講座一覧を見ましたが、そもそもの労働スキルが乏しい上に自己肯定感が低い状況にある困難女性が自立して経済生活を送れるようにする講座の新設などが必要だと思う。 | 1 | 【記述済み】 施策の柱2のNo.3「当事者の尊厳回復に向けた取組の推進」において困難を抱える女性が尊厳や生きる力を取り戻していく機会を提供する講座等を実施していくこととしています。 |
| 63 | 47 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱2 本人の自立に向けた継続的支援 【主な取組】 No.9 雇用関連サービスの提供 | 「雇用関連サービス」が受け身的な姿勢になっている感があり、行政職員もNPOの人たちとともに進取的姿勢を示す記述にすべきです。 (理由)事業内容に「労働相談」・「職業紹介」・「就職情報の提供」という言葉が並んでいるが、どれも結局のところ、受け身で、「来るを待つ」という類いである。「待つ」のではなく、進んで、行政がNPOの人たちと一緒に行動していく姿勢がなければならない。就職情報や職業紹介などは、現在では、特に若者の間では、携帯電話を使って当該リクルートアプリでマッチングを探ることができる。困難女性支援として行政の行うのは、進取的姿勢で彼女たちと接して経済的自立の可能性と自己肯定感の高揚を促すことである。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 引き続き雇用関連サービス窓口の周知に努めるとともに、求職者本人の意向に配慮し、必要に応じてNPOなど関係機関とも連携して、就労支援を行って参ります。 |
| 64 | 47 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱2 本人の自立に向けた継続的支援 【主な取組】 No. 11 高等職業訓練促進給付金等の活用促進 | 給付金の制度は活用しやすいと思うが、保育のサービスがあるとより安心して訓練を受けることが出来るのではないかと考えています。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|----------------|---|--|-----|---|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 65 | 47 48 49 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱2 本人の自立に向けた継続的支援 【主な取組】 No.4 女性自立支援施設の設置に向けた検討 No.5 母子生活支援施設の充実に向けた検討 No.15 DVを受けた女性への公営住宅の確保 No.18 性犯罪被害者等支援のための公費支出制度の実施 施策の柱3 【主な取組】 No.1 女性相談支援員の資質向上 | 山梨市での議会で「市営住宅をシェルターに使えるか？」という質問がありました。福祉課からの答弁は「女性相談所のシェルター使用の後の相談により、市営住宅へ入居する際は、国土交通省住宅局長からの通達により、優先的かつ柔軟な対応をしていること。シェルターとしての市営住宅の使用については、「定住促進住宅」の使用が可能のため今後検討していく」と応えています。このように、議会でも一般に配布する議会だよりにも掲載されてしまったので、シェルターとしての機能は果たせませんが、女性自立支援施設や母子生活支援施設として活用できるのではないかと思います。古い建物なので県の指導の下環境整備をし、特に母子支援施設の設置はできるのではないかと感じます。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 66 | 47 48 49 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱2 本人の自立に向けた継続的支援 【主な取組】 No.5 母子生活支援施設の充実に向けた検討 No.15 DVを受けた女性への公営住宅の確保 施策の柱3 女性相談支援センターの機能強化 【主な取組】 No.1 女性相談支援員の資質向上 | 来年度より子ども家庭庁主導のもと、子ども家庭センターの設置が進められています。このような取り組みと連携して、民間と協働することにより山梨らしい支援体制が構築されるといいなと思います。また、住居を探す際に古くて今の時代とかけ離れた設備の住居ばかりを紹介され続けると、「私にはこんなところにしか住めないのか・・・」と自分には力がないと肩を落とすことも念頭に置いて支援していただくと嬉しいです。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|-----------|---|---|-----|--|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 67 | 48 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱2 本人の自立に向けた継続的支援 【主な取組】 No. 15 DVを受けた女性への公営住宅の確保 | これまでの住戸の確保については、特にDV、性暴力の被害者に関して警察認知事案であることを条件とされ、警察への被害の届け出を躊躇している被害者には提供されることがなかったが、「優先入居者」の枠組みをしっかりと示して頂きたと思っています。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 68 | 48 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱2 本人の自立に向けた継続的支援 【主な取組】 No15 DVを受けた女性への公営住宅の確保 | 県営、市町村営住宅について、被害者の入居は今日明日にもといった緊急を要します。すぐに入居可能な住宅の確保を図ってください。一時的な居場所(シェルター)として、他市町村との連携も視野に入れて、優先入居により住所がある事で必要な援助、仕事、学校などの見通しのある支援につながります。 | 1 | 【記述済み】 県営・市町村営住宅の通常入居については、申込書類の審査や契約手続があり、緊急的な措置として即日入居することは難しいことから、本県では県営住宅の目的外使用制度の活用により、被害者の一時避難に対応できる住戸の確保を行っております。 また、住宅の確保は被害者が自立して生活するために不可欠であることから、優先入居の対象となる住戸の確保、収入認定や保証人の取り扱いについての弾力的な運用を行い、被害者の円滑な入居が可能となるよう努めております。 市町村との連携につきましては、被害者の優先入居や弾力的な制度運用等について、引き続き情報提供を行って参ります。 |
| 69 | 48 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱2 本人の自立に向けた継続的支援 【主な取組】 No.16 依存症当事者やその家族からの相談支援の実施 | 依存症関連の活動も対象は女性でしょうか？依存症は性別を問わない問題であり、女性に限らず支援されてはいいかでしょうか？男性を含んだ当事者支援が現になされている、あるいは、なす予定であればご教示下さい。 | 1 | 【その他】 性別を問わず相談等支援を実施しており、今後も取り組んで行きます。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|-----------|---|--|-----|--|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 70 | 48 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱2 本人の自立に 向けた継続的支援 【主な取組】 No.17 ひきこもり当事者 やその家族からの相談支 援の実施 | ひきこもり関連の活動も対象は女性でしょうか？ひきこもりは性別を問わない問題であり、女性に限らず支援されてはいいかがでしょうか？男性を含んだ当事者支援が現になされている、あるいは、なす予定であればご教示下さい。 | 1 | 【その他】 性別を問わず相談等支援を実施しており、今後も取り組んでいきます。 |
| 71 | 48 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱2 本人の自立に 向けた継続的支援 【主な取組】 No.17 ひきこもり当事者 やその家族への相談支援 の実施 | ひきこもりにこそ、アウトリーチの視点が必要です。講演会に勇気を出して行った時に、SOSをつかんでほしいです。また、安心してひきこまれるように、家から出れない当事者・当事者家族が、家から出なくても制度につながれるように対応策を考えてください。家の中で、当事者と家族だけが問題を抱えてる現状があります。 | 1 | 【その他】 必要に応じて訪問型支援も行っており、今後も充実させてまいります。 |
| 72 | 48 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱2 本人の自立に 向けた継続的支援 【主な取組】 No.18性犯罪者等支援の ための公費支出制度の実 施 | 情報の周知徹底(相談窓口だけでなく、学校保健室なども)と医療機関へのアクセスの保障をお願いします。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 73 | 49 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱3 女性相談支援 センターの機能強化 【主な取組】 | 全般、特に取組1について：女性相談支援センターの体制をどう整えるかは、今回の計画の一番重要な基盤である。支援対象も拡大し、「相談員」ではなく「相談支援員」であることは、これまでの女性相談員とは格段に高度なスキルと専門性(ジェンダー視点も含む)、様々な機関や団体、個人をつなぐオーガナイザーとしての役割を要求される立場である。そのような「女性相談支援員」について、「資質向上を図る」ことは重要だが、これまでのように会計年度任用の非常勤職員としての身分では、この役割を本当に果たせる人材は得られないのではないかと。また困難女性を不安定な雇用の女性たちに支援させようという構図自体が、山梨県が困難を抱えた女性に対してどれだけの本気度を持って支援しようとしているか、疑問を持たざるを得ない。女性相談支援センターのセンター長には全国公募で適切な人材を配置し、相談支援員もふさわしい専門性とスキルを持った者を常勤職員として雇用し、十分な人数を確保すべきである。 | 1 | 【実施段階検討】 女性相談支援員については、素養のある方を適宜柔軟に配置していくことも必要な場合があります。いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|-----------|---|--|-----|--|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 74 | 49 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱3 女性相談支援 センターの機能強化 | 女性相談支援センターの機能強化として8点の取組が掲げられていますが、そのためには、まず、女性相談支援センターという場所の整備が必要です。相談者が安心して相談できる環境が存在しなければ、相談支援員の力も発揮されないのです。「2. 本人の心身状態に配慮した相談支援」とあって、「温かみのある相談室の設置」ありますが、取組内容として、「女性相談支援センターの環境整備」を項目として入れて、内容として「安心して相談できる癒しの環境を整備します」を入れてほしいです。やっとの思いで女性相談支援センターに来た当事者が安心して相談できるためには、リラックスして相談できる空間がなにより必要です。椅子があるだけの事務室のような場所では相談したい気持ちになりません。相談することは、回復に向かう第一歩になるのですから、例えば季節の植物がおいてあって、ゆったり腰掛けられるソファがあったり、子どもが遊べるおもちゃや絵本等があったりと、これまでと全く別空間で、再出発を感じるような環境の整備が必要です。ほっとできる場所、ここに来てよかったと思えるような部屋を用意しなければ、これからのことを安心して相談できません。これかやの人生のすべてがかかっている環境整備は、県の責任において用意されることが、法律の趣旨です。 | 1 | 【記述済み】 「温かみのある相談室の設置」には、女性相談支援センターの環境の整備も含むものであり、いただいた御意見を参考に、今後の実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 75 | 49 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱3 女性相談支援 センターの機能強化 【施策の方向性】 | センターは中核として重要な役割を担う、従って、具体的に相談支援における下記内容の追記を求めます。 ・生活の様々な困りごとに関する制度や相談窓口の情報を一元化した総合サポート ・性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かいさぼ」と連携し、性犯罪・性暴力の被害者等(男性や性的マイノリティを含む)の相談支援を実施します。性犯罪被害者等への総合的な支援体制として、県、県警察、民間支援団体が一体となって相談支援を実施します。 ・若年妊婦等の予期しない妊娠や出産に関する悩みについて、SNSや電話等を活用した相談支援を実施します。また、訪問型支援や産科医療機関等への同行支援等を行います。 ・不妊・不育の悩みについて、専門家による治療等に関する相談支援を実施します。 ・生活困窮の課題解決に必要な支援を当事者と一緒に考え、支援プランを作成し、関係機関と連携した支援を実施します。 ・ひとり親家庭へ、SNSを活用した相談支援を実施します。 ・子ども・若者及び家族等が抱える悩みについて、電話、対面、SNS等、多様な相談支援を実施します。 ・ひきこもりの当事者及び家族等が抱える悩みについて、電話、対面、SNS等、多様な相談支援を実施します。 ・外国籍県民等の生活を支援するため多言語での相談・助言・情報提供を行います。 ・性的マイノリティの当事者及びその家族、支援機関への相談支援を実施します。また、行政機関や福祉施設への同行支援を実施します。 | 1 | 【反映困難】 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性支援の中核機関となりますが、関係機関と連携し、ケースや課題によっては関係機関で役割を分担しながら相談支援を進めていきます。いただいた御意見は、女性相談支援センターの今後の運営の参考にさせていただきます。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|-----------|---|--|-----|---|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 76 | 49 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱3 女性相談支援 センターの機能強化 【施策の方向性】 | 基本方針に基づき具体的な機能強化、特に一時保護体制の確保、下記内容を明記してほしい。 ・市町村や民間団体と連携し、一時保護が必要な当事者に対して、本人の意思を尊重し、その状況に合わせた迅速かつ適切な一時保護を実施します。 ・警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における一時保護に対応します。 ・休日夜間の受入れ体制など、適切に一時保護する体制を確保します。多様なケースに対応した一時保護の実施 ・安全を最優先に置き、一時保護の間、当事者の利便を必要以上に制限することがないよう、状況に応じて、通信機器の使用が可能な一時保護体制を整備します。 ・母国語による支援が必要な外国人当事者に、状況に応じた一時保護を実施します ・若年層や障害者、高齢者、性的マイノリティ等、様々な配慮を必要とする当事者に対し、適切な保護体制の整備に努めます。 ・特に若年層の特定妊婦の緊急一時保護を実施します。また、安心・安全な出産に向け、支援体制を構築し、出産や育児についての情報提供を行い、心理学的ケアをいいます。産婦に対しては、心身のケアや育児のサポートなどの産後ケアを実施します。 ・一時保護利用者への支援・個々の状況に応じ、県、市町村、民間団体の連携によるケースカンファレンスを行い、支援方針を決め支援を行います。 | 1 | 【実施段階検討】 本計画では、県の今後の取組の方向性をまとめたものであり、様々なケースがあり支援の範囲が今後広がる中、具体的な記載は困難ですが、いただいた御意見を参考に、困難な問題を抱える女性を第一に考えた取り組みを進めて参ります。 |
| 77 | 49 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱3 女性相談支援 センターの機能強化 【主な取組】 | 法における施策の対象者は多岐にわたります。従って、女性相談支援センター機能強化は、次の2点を追加お願いします。 女性相談支援員の資質向上を掲げるのみではその役割を果たすことは不可能です。①女性相談支援員の増員が必要です。さらに、②女性相談支援センター設備環境を整備し、苦難にある女性が安心できる脅威のない施設として生まれ変わらせてほしい。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|-----------|--|--|-----|--|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 78 | 49 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱3 女性相談支援 センターの機能強化 【主な取組】 No.1 女性相談支援員の 資質向上 | 機能強化には、相談支援員の資質向上とともに、増員が必要です。取組として「女性相談支援の中核センターとして、相談支援員を増員します」を加筆してください。 | 1 | 【実施段階検討】 女性相談支援センターの相談支援員の増員については、今後の運営状況をみながら検討をします。 なお、相談支援員(県・市)の人数を増やしていくことは、P57のNo8の数値目標で掲げております。 |
| 79 | 49 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱3 女性相談支援 センターの機能強化 【主な取組】 No.1 女性相談支援員の 資質向上 | 女性相談指導員の「資質向上」のために、常勤(フルタイム)の雇用形態の支援員を設置することを明記すべきです。 (理由)非常勤の身分での職務には、権限的にも責任的にも限られていて、十分なる支援ができない。不安定雇用のもとでは困難女性に寄り添って継続的な支援につなげていくことが難しく、結局のところ、不十分なために、法が予定しているような効果を上げることができないためである。 | 1 | 【反映困難】 県や市町村の状況は様々であり、素養のある方を柔軟に配置していくことも必要な場合があります。 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 80 | 49 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱3 女性相談支援 センターの機能強化 【主な取組】 No.1 女性相談支援員の 資質向上 | これから相談員の確保がなされることを大いに期待しているが、その中で、個々の能力、経験に応じた研修会や勉強会でなければ、せっかくの資質向上の機会も無駄になってしまう可能性が大きいため、特に今から相談室等を開設する市町村があれば、一人一人にあった研鑽を目指し、相談者もまた相談員も困らないための研修の実施を希望しています。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、非常に重要な点であり、それぞれの相談員が置かれた状況や経験等に合わせた研修の実施に努めて参ります。 |
| 81 | 50 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱3 女性相談支援 センターの機能強化 【主な取組】 No.3 一時保護の適時適切な実施 | 一時保護において、事業内容に「本人の状況に応じた適切な一時保護」とあるが、「社会から隔離されることなく」を挿入すべきです。 (理由)これまで女性相談所への入所をためらう女性たちが多いのは、スマホの取り上げなどによる「社会との隔絶」が大きな原因である。「加害者から隔離」しても「社会から隔絶」しないことを旨とする状況を確保することが必要である。 | 1 | 【反映困難】 一時保護には様々なケースがあり、居所等の嚴重な秘匿が必要な場合もあると認識しています。 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 82 | 50 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱3 女性相談支援 センターの機能強化 【主な取組】 No4 本人の意思を尊重した自立支援方針の策定 | 人格的にも身体的にもを除いたほうがいい。 | 1 | 【修正加筆等意見反映】 P50のNo4「本人の意思を尊重した自立支援方針の策定」の本文中、「経済的な面だけでなく、人格的にも身体的にも」を削除します。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|-----------|--|--|-----|---|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 83 | 50 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱3 女性相談支援センターの機能強化 【主な取組】 No.5 個別ケース支援調整会議の適宜適切な開催 No.8 医学的又は心理学的支援の実施 | 妊娠・出産・中絶等どの段階においても支援のニーズが多様であり、今後の支援対象者の生活設計への影響が大きいこと、性暴力や性的虐待、性的搾取などの性的な被害経験や母体の危険性、緊急対応の必要性などに配慮する必要があることから、支援対象者の意思決定過程を支えながら、適切な専門機関や民間団体との早急な連携が必要な場合があります。大分県では、産科、小児科、精神科も要対協に登録をしているように、医療といっても様々な専門医とつながる必要があります。また、支援の開始・終了時、アフターケア時の連携を丁寧に行うことが支援の切れ目を作らないために必要です。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 84 | 50 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱3 女性相談支援センターの機能強化 【主な取組】 No.6 関係機関との連携調整力の強化 | 「イニシアチブを取り」ではなく「率先して」などのように上下関係のない言葉に置き換えてはいかがでしょうか？イニシアチブは「主導権」とも訳されるように、優位に立つニュアンスを持ちます。センターと他機関・団体は対等であると思いますので、優位性を感じさせずに先導するニュアンスの分かる記載にする方がよいと思います。 | 1 | 【修正加筆等意見反映】 「女性相談支援センターがイニシアチブを取り」を「女性相談支援センターが率先して」に修正します。 |
| 85 | 50 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱3 女性相談支援センターの機能強化 【主な取組】 No. 6 関係機関との連絡調整力の強化 | 新法の施行と併せて、まずはどの関係機関がどんな支援メニューを持っているのか、又はどこまでの支援が可能なのかをしっかりと把握したうえで、女性相談支援センターがイニシアチブを取る必要があるのではないかと考えています。 | 1 | 【実施段階検討】 実務者レベルの支援調整会議や研修会の開催等により、それぞれの機関の支援メニュー等をそれぞれの機関で共有していきたいと考えております。 |
| 86 | 50 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱3 女性相談支援センターの機能強化 【主な取組】 No7 関係機関と連携した同伴児童への支援 | 同伴児童を1人の児童として尊重し→「同伴児童を尊重し」で良いのではないかと。あえて児童として尊重するというのは大人とは違うということなのか、人権意識を培っていくのであれば、この書き方は不自然だと思う。 | 1 | 【反映困難】 御意見をいただいた点は、国の基本的な方針における記載を踏まえたものであり、女性福祉支援の現場においても、同伴児童をかけがえのない一人の児童として認識し、児童に対する支援を十分に行っていく趣旨であると理解しています。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|-----------|---|--|-----|---|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 87 | 51 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱4 関係機関等における支援者間の関係構築 【施策の方向性】 | 民間団体との連携について、厚生労働省が昨年3月24日に出した、モデル事業である若年被害女性等支援事業に携わる民間団体の適格性に関する通知(Q&A)を本事業でも遵守すると記載されてはいかがでしょうか？また、NPO等の民間支援団体は、例えばNPO法等の理念にもあるように、市民の緩やかな監視がなされることでその業務の適正化が進み、団体活動の正当性が担保できることから、県市長村には把握する各団体の情報を極力公にする、および／または市民の求めに応じて極力開示されることを望みます。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 88 | 51 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱4 関係機関等における支援者間の関係構築 【施策の方向性】 | 支援調整会議での支援対象者の個人情報の取り扱いについてルールを定めることと、同ルールに沿って必ず個人情報を共有することを記載してはいかがでしょうか？一時保護や自立支援を受ける方の支援を関係機関等で連携して行うには、支援対象者の情報が欠かせません。また、会議の場でみんなで共有することにより漏れない支援となることが期待できます。なお、一時保護等では緊急に個人情報を関係機関(警察、医療等)と共有する必要がある場合が想定されることから、一定の基準のもとで、会議をせずとも個人情報を共有できるルールとすることが望まれます。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 89 | 51 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱4 関係機関等における支援者間の関係構築 【施策の方向性】 「女性福祉支援のネットワーク化」 | 相談者が安心できる情報提供の一つとしてぜひ機関名(固有名称)・どんな支援ができるかを一覧にしてほしい。同時に顔の見える関係づくりや情報を逐一更新していく必要があります。地域包括センター、外国人支援団体、ユースセンター、母子父子福祉団体、今回の計画検討会参加団体なども入れて欲しいです。(東京などで発行されている『路上脱出・生活SOS ガイド』など、若者が見てもわかる内容で作成してほしいです。) | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、非常に重要と認識しており、今後の実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 90 | 51, 55 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱4 関係機関等における支援者間の関係構築 施策の柱5 女性福祉の推進に向けた教育・啓発の強化 | この2つに健康増進課や医務課が入らないのは不自然ではないですか？私は、被害当事者ですが、事件前から病院はドクターショッピング状態でした。自身も入れたら4ケア状態でしたよ。そういう視点がないから医療費が高んでしまうのではないですか？何とも異常は認められなくても、当事者に寄り添ったプログラムと繋げる為の作戦を立てたら有益だと感じます。スポーツジムや体育館、理学療法、作業療法と連携することも有益ではないかと考えます。 | 1 | 【実施段階検討】 子ども福祉課が中心となり、健康増進課や医務課も含め全庁を挙げて取組を進めていくものですが、いただいた御意見は、重要な点であると認識しており、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|-----------|---|--|-----|--|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 91 | 51 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱4 関係機関等における支援者間の関係構築 【主な取組】 No. 1 実務者レベル支援調整会議の定期的な開催 | 新法施行前の段階で実務者団体それぞれが自身の支援可能範囲を持ち寄り、支援プラン作成の際に行政、民間団体の役割を事前把握していることで円滑な支援を進めることが可能になっていくと考えています。是非、顔と名前が一致するような形の協働、連携を。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、非常に重要な点と認識しており、今後の支援調整会議の開催の際の参考にさせていただきます。 |
| 92 | 52 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱4 関係機関等における支援者間の関係構築 【主な取組】 No.3 民間女性支援団体の立ち上げや活動拡充への支援 No.6女性相談支援員の配置促進 | 女性団体の活動に対して経済的支援。女性相談支援員は日々多様で複雑な相談に対応しているが、非常勤職員として従事している場合が多い。相談員を正規職員として配置できるよう市町村に対して財政支援をお願いしたい。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 93 | 52 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱4 関係機関等における支援者間の関係構築 【主な取組】 No. 4 市町村担当職員への専門研修の実施 | 市町村職員には個々の対応を図り、何が不安で、どこがわからないのかについて明確化を図ることで、早期に資質向上が見込まれると考えています。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見を今後の研修会開催等の参考にさせていただきます。 |
| 94 | 52 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱4 関係機関等における支援者間の関係構築 【主な取組】 No.6 女性相談支援員の配置促進 | 女性相談支援員の配置促進において、財政的支援を明記すべきです。 (理由)事業内容において、「県が助言や情報提供を行う」とあるが、経済的余裕のない多くの市町村で当該支援員を設置するためには、国からとともに、県からの財政的支援も欠かせないからである。 | 1 | 【反映困難】 本計画は今後の取り組みの方向性を示すものであり、具体的な取り組み内容は、各年度の予算等において検討して参ります。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|----|-----------|--|--|-----|--|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 95 | 52 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱4 関係機関等における支援者間の関係構築 【主な取組】 No.7 県内各地域における相談窓口の強化検討 「県内のどこに暮らしていても」 | 「県内の」をとり、「どこに暮らしていても」としてほしいです。県外から県内に来られるために相談される方も妊娠そうとSOSにおり、他の都道府県との広域連携が必要になる場合もあります。 | 1 | 【修正加筆等意見反映】 いただいた御意見を踏まえ、P52のNo7の内容中「県内のどこに暮らしていても」を「どこに暮らしていても」に修正します。 |
| 96 | 52 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱4 関係機関等における支援者間の関係構築 【主な取組】 No.8 関係機関支援者向けの開催 | 以前、警察官からの配慮ない言葉を受けたことがあります。関係者間で意見や価値観、視点の違いを認識し合いながら、自分が「傷ついている人の相談を受けるのだ」と自覚して研修を受けてほしいと思います。また、こういった研修会に当事者の声を反映させていくことが大事だと思います。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 97 | 53 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱4 関係機関等における支援者間の関係構築 【主な取組】 No.10 支援者のメンタルヘルスクアの推進 | 支援員のバーンアウトを防ぐことや長期的に支援することが出来るように身分の保証を含めて必要だと感じます。(支援員の経験がものをいうと計画検討会で話があったが、そうであればなおさら必要だと感じます。)また、情報や意見交換の場とすることも必要です。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 98 | 54 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱5 女性福祉の推進に向けた教育・啓発の強化 | 学校外も含め、未成年者への教育・啓発の内容は、事前に保護者や地域へと公開するようにし、そう記載してはいかがでしょうか？家庭での内容定着につながります。また、地域社会への普及・啓発にもつながり、本支援において重要となる地域の理解と協力が得やすくなります。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、非常に重要と認識しており、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|-----|-----------|---|---|-----|--|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 99 | 54 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱5 女性福祉の推進に向けた教育・啓発の強化 | 「女性が抱える様々な問題を未然に防ぐためには、学校・家庭・地域等において人権尊重の意識を高める教育・啓発が必要です。」 次の通り加筆をお願いします。 「女性が抱える様々な問題を未然に防ぐためには、学校・家庭・地域等において人権尊重の意識を高める包括的性教育・啓発が必要です」 | 1 | 【反映困難】 現段階では、文部科学省の通知等で「包括的性教育」の捉え方についての確認ができていないため、計画で用いることは困難ですが、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 100 | 54 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱5 女性福祉の推進に向けた教育・啓発の強化 | アンケート結果からも幼児期からの包括的性教育が喫緊の課題です。被害者も加害者も傍観者もつくらないためには、包括的性教育の推進が必要です。包括的性教育は、性の教育であり、人権教育であり、ジェンダー平等教育です。具体的に危険から命を守る教育です。ユネスコがWHO等と一緒に作成した「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」には、キーコンセプトとして、「人間関係」「価値観、文化、セクシュアリティ」「ジェンダーの理解」「暴力と安全確保」「健康とウェルビーイングのためのスキル」「人間のからだと発達」「セクシュアリティと性的行動」「性と生殖に関する健康」の8つがあげられています。包括的性教育の推進は、人権尊重の理念を血肉化し、児童虐待、いじめ、性暴力、DV、デートDV、ハラスメント等の暴力を未然に防ぐことにつながり、ジェンダー平等社会の実現に向けての基盤を築きます。 | 1 | 【反映困難】 現段階では、文部科学省の通知等で「包括的性教育」の捉え方についての確認ができていないため、計画で用いることは困難ですが、いただいた意見は重要と考えており、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 101 | 54 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱5 女性福祉の推進に向けた教育・啓発の強化 | 困難女性の多くは家庭内の困り事です。しかし、家庭内の事なのでなかなか相談できないのが現実です。家庭であっても、ひとりひとり人権があり、相談や支援を受けても良い教育や啓発が必要 | 1 | 【記述済み】 施策の柱5の取組を着実に進めていきたいと考えております。 |
| 102 | 54 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱5 女性福祉の推進に向けた教育・啓発の強化 | 今までの慣習、風習の中で、また男だから、女だからとおもい込みの中で、なぜ、これが、加害的行動になるか理解できないまま行動している男性も多いです。加害する気がないのに加害になっている、これを意識的に理解するためにはとても難しい事です。幼少期からの教育・啓発も必要ですが、加害者に対してのプログラムや加害当事者どうしのグループミーティングなどの支援も必要 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 103 | 54～ 56 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱5 女性福祉の推進に向けた教育・啓発の強化 | 困難女性の背景には、社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)による固定的性別役割分担意識や無意識の偏見があり、支援の推進に当たっては、女性の人権を尊重する県民意識の醸成は不可欠となります。また、子育て中の可能性がある年齢層に経済的にゆとりがなくなっている傾向であるとP18でわかります。女性や男性が関わることのできる機関(保育園・就労先の一般企業など)の就労環境を整えるサポートが必要です。また多様な相談窓口や支援制度をわかりやすく企業内で周知してもらうことが必要です。20代の悩みや困りごととして20%が妊娠・出産とデータ(p25)に表れていますが、妊娠については一人で抱えていても困りごとはありません。孤立出産・遺棄などにつながらないために、普段から相談しやすい環境を整え、困難さへの理解を得ていく必要があります。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|-----|-----------|--|--|-----|--|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 104 | 54 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱5 女性福祉の推進に向けた教育・啓発の強化 【施策の方向性】 | 何故、女性が困難な問題を抱える性なのか、要因をしっかりと明記してほしい。 困難女性支援法の基本理念(第3条 ③)、人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とするとあります。この社会には、ジェンダーバイスト・バイオレンス(Gender-based Violence,あるいは「女性に対する暴力(Violence Against Women)」と呼ばれる加害・被害の社会構造があるため、それに特化した対策や支援が必要です。女性等を巡る困難な問題やDV被害は、人権を尊重し、ジェンダー平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。様々な困難を抱え、支援を必要としながらも相談につながらない当事者の早期発見と早期対応に取り組むとともに、いかなる場合であっても暴力は絶対に許されないことや、お互いを大切にしようとする人権 尊重の意識を早い時期から醸成するなど、困難を抱える方を生まない社会をめざしてまいります。等です。 | 1 | 【修正加筆等意見反映】 P54【施策の方向性】の冒頭に「女性をめぐる困難な問題は、人権を尊重し、ジェンダー平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。」を追記します。 その他、いただいた御意見は施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 105 | 54 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱5 女性福祉の推進に向けた教育・啓発の強化 【施策の方向性】本文中「どんな小さなことでも困難に直面した場合は支援を受けることができる」 | 私たちは、既に権利の主体であり、常に支援を受ける権利を持っています。困難に直面した場合は支援を受けることができると書くと誤解を招くと思います。 | 1 | 【修正加筆等意見反映】 「どんな小さなことでも困難に直面した場合は支援を受けることができる」を「どんな小さなことでも支援を受けることができる」に修正します。 |
| 106 | 54 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱5 女性福祉の推進に向けた教育・啓発の強化 【主な取組】 | 取組1について:幼少期からの人権教育の推進は非常に重要であるが、当然、保育所・幼稚園・子育て支援センター・放課後児童クラブなど、乳幼児期からの子どもたちに関わる大人に対しても行われるべきである。また、人権教育の内容には必ずジェンダーに敏感な視点が獲得できる内容を取り入れるべきである。 | 1 | 【修正加筆等意見反映】 いただいた御意見を踏まえ、P54のNo1「幼少期からの人権教育の推進」の所管に、保育施設・幼稚園を担当する子育て政策課を追加します。 その他、いただいた意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|-----|-----------|---|---|-----|---|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 107 | 54 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱5 女性福祉の推進に向けた教育・啓発の強化 【主な取組】 | <項目の1、2に 下線内容の追記> 1. 幼少期からのジェンダー平等・人権教育の推進 2. ジェンダー平等・人権に関する啓発の推進 ジェンダー平等社会の推進:「山梨県総合計画」は、2015(平成 27)年に国連で採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」における 17 ある目標のうち「ジェンダー平等を表現しよう」、「人や国の不平等をなくそう」、「平和と公正をすべての人に」と理念を共有しています。ジェンダー平等社会は、生涯を通して女性の健康と人権を守り促進する重要性を啓発していきます。今年度「山梨県教育大綱素案」ではジェンダー平等に向けての教育の推進を掲げています。 | 1 | 【修正加筆等意見反映】 施策の柱5の主な取組に、次の取組を追加します。 「No2 ジェンダー平等に向けての教育の推進 内容:男女混合名簿の導入やジェンダー平等の観点による校内規程の見直しの検討等を促します。また、男女共同参画に関する理解の促進に向けて、発達段階に応じた子どもへの意識啓発や、保育者や保護者に対する意識啓発を行います。」 |
| 108 | 54 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱5 女性福祉の推進に向けた教育・啓発の強化 【主な取組】 No.1 幼少期からの人権教育の推進 | 是非是非、開催して頂きたいです。初潮が始まるころから、産婦人科、助産院、婦人科などにも受診しやすくなる工夫をして欲しいです。女性がこのような医療機関に出向くこと自体がハードルが高いと感じています。知り合いに出会ったら、イコール妊娠?と思われたり、誰かに言われてしまうのでは?など、悪いことではないのに見つからないように出向く感じがします。また、これらの現場を分かっている現役の医師や助産師等からの正しい性教育を、子どもたちに届けて欲しいです。そして、今を生きる大人たちは正しい知識を学んでいないので、大人にも届けて欲しいです。被害者は一人でも多すぎます。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 109 | 54 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱5 女性福祉の推進に向けた教育・啓発の強化 【主な取組】 No.1 幼少期からの人権教育 | 「幼少期からの包括的性教育」に変えてほしい。子育て政策課も所管に入れるべきです。家庭でどうやって性教育すればいいのか?と悩む声を聞きます。保育園や学校現場で、まずは教える保育士、教員の意識の醸成が必要です。 | 1 | 【修正加筆等意見反映】 所管に保育施設・幼稚園を担当する子育て政策課を追加します。 一方、現段階では、文部科学省の通知等で「包括的性教育」の捉え方についての確認ができていないため、計画で用いることは困難ですが、人権教育には、様々な要素が含まれており、その中には、性に関する要素も含まれていると捉えております。 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|-----|-----------|---|--|-----|--|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 110 | 54 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱5 女性福祉の推進に向けた教育・啓発の強化 【主な取組】 No.1 幼少期からの人権教育の推進 | 女性は、女性であることにより性的な被害や予期せぬ妊娠等の問題が存在します。妊娠そうつとSOSへの相談には、妊娠して初めて産婦人科に罹ることになり、心理面でのハードルが高いことが初診に行けない理由の一つに挙げられるため、産婦人科医等の専門家と連携した性教育が必要と考えます。「人権教育」ではなく「包括的性教育」と記載を再度お願いします。埼玉県計画(案)P22「1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成」① 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発 ② 予期せぬ妊娠等の悩みに対する相談の実施 ③ 性暴力被害防止についてのセミナー・防犯講話等の実施 ④ 性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう幼児期から子供の発達段階に応じた学校等での教育の充実 ⑤ 教員に対する研修の実施(下線部引用)のように、具体化することは性教育を広めていくことに必要です。山梨市の学校では県外からの講師を招き「科学的な性教育(科学的な名称を伝え、医療に罹る際にその名称で伝えられる)」を、周りにどう相談していくかを含めて生徒に伝えています。p 55 5「リプロダクティブヘルス/ライツ」(性や身体のことを自分で決め、守ることができる権利を得ること)の周知の推進を叶えるために、ネット社会の現代であるからこそ、教育の場面で、専門の講師から、性別にかかわらず、直接性教育を受ける機会を作っていただきたいと考えます。また、予期せぬ妊娠にどう対処するか、周りはどう対応していくか、妊娠に至る前でのアフターピルという選択肢(県内3か所で処方なしで購入できる薬局が公開されている)等と併せて相談窓口や相談方法も教育の場で伝える必要があります。 | 1 | 【反映困難】 現段階では、文部科学省の通知等で「包括的性教育」の捉え方についての確認ができていないため、計画で用いることは困難ですが、いただいた御意見は重要と認識しており、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 111 | 55 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱5 女性福祉の推進に向けた教育・啓発の強化 【主な取組】 No.5 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知の推進 No.7 プレコンセプションケアと連携した若年層への啓発の推進 | リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知の推進、No.プレコンセプションケアと連携した若年層への啓発推進に関して、所管に教育委員会を加え、学校教育の中で知識を学ぶ機会を確保していただきたい。セミナーなどでは関心のある人しか参加せず、潜在的な困難を抱えた女性に情報が届かない、困難な状況になる前に知ってほしい知識である。 | 1 | 【実施段階検討】 施策の所管課ではないため教育委員会を所管課に加えることは困難ですが、いただいた御意見は、重要な点であると認識しており、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 112 | 55 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱5 女性福祉の推進に向けた教育・啓発の強化 【主な取組】 No.8 マルトリートメント防止に向けた父親への啓発の推進 | 性教育、相談員、ひきこもり、性暴力など女性だけでなく、男性にも関係あることだと思えます。急に「父親への啓発促進」。家族内だけの問題でなく、社会が支えていく必要があるのに、これでは問題があたかもその当事者にあるように捉えられます。 | 1 | 【その他】 いただいた御意見のとおり、困難な問題は、女性だけでなく男性も関係することと認識しております。 マルトリートメント防止に向けた父親への啓発は、父親又はこれから父親になろうとする男性に対し、社会全体で支えていくための啓発の取組ですので、御理解ください。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|-----|-----------|--|---|-----|---|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 113 | 56 | 第4章 具体的な施策 2 施策展開 施策の柱5 女性福祉の増進に向けた教育・啓発の強化 【主な取組】 No. 10 地域の居場所等を通じた啓発や早期発見・支援の推進 | こども食堂等で活動しているもボランティアの中には、性虐待などその場で詳細を聞くべきではない事案に対して誘導的に話させてしまう危険性もあるため、適切な支援機関に繋ぐまでの留意点についても周知する必要を感じています。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 114 | 57 | 第4章 具体的な施策 3 数値目標 | 例えば何人の自立につなげたかなど、支援そのものの効果を加え、数値目標とするか、またはモニタリング項目として設定してはいかがでしょうか？ | 1 | 【反映困難】 自立には様々な要素があり、数値目標やモニタリング項目として設定することは困難ですが、いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 115 | 57 | 第4章 具体的な施策 3 数値目標 | 現在記載されている目標の多くは支援そのものの成果ではなく、認知度向上も含めて支援体制の整備です。相応の期間を持つ計画ですから、体制の整備が主な目標とされてしまい、支援の効果への意識付けがおろそかになることを懸念します。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、非常に重要と認識しており、支援の結果や効果を意識して取り組みを進めて参ります。 |
| 116 | 57 | 第4章 具体的な施策 3 数値目標 | 県内女性における女性相談支援センターの認知度 65%を80%へ積極的な取り組みで女性の命・健康を守ってほしい。 | 1 | 【反映困難】 まず第一段階の目標として、児童相談所と同程度の認知度となるよう65%に目標を設定していますが、より高い認知度となるよう積極的な取組を進めて参ります。 |
| 117 | 57 | 第4章 具体的な施策 3 数値目標 | 8, 9, 10に関して 数値を変更 全般に、困難女性支援法及び基本的な方針での公的支援からの逸脱(民間や他機関への依頼度合いが多い)がうかがわれる。特に数値目標において女性相談支援員を市町村に割り振ってしまっており、小さな自治体での相談のしにくさへの配慮がみられない。先般もK市職員の望まない妊娠に対する早期相談ができなかったことを深刻に受け止める必要がある。市の職員においても相談するという行為が取れなかったこと、つまり小さな自治体の場合に当該自治体の相談にはつながりにくいこと、これは秘密保持の問題も含めて重要なことで、窓口で姿を見られたりすることが当事者の大きな負担となる。人口3万人以上の市に女性相談支援員1名とし、40名中残りは県の相談支援員にするとかはっきり打ち出し、地元以外に相談したい場合は県の女性相談支援員が対応するとかははっきり打ち出さないと、悲劇が繰り返されることになる。アウトリーチ・同行支援も同様に公的な支援に含めるべきで、山梨県が笑いものになってしまうかと心配している。 | 1 | 【反映困難】 御意見があった箇所は、困難女性支援法第13条により都道府県は民間団体と協働して困難な問題を抱える女性の発見、相談その他の支援に関する業務を行うこととされていることや、国の基本的な方針により市町村は対象者にとって最も身近で支援の端緒となる相談機能を果たすとされていることを踏まえたものです。 なお、その他いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|-----|-----------|--------------------------------|--|-----|---|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 118 | 58 | 第4章 具体的な施策 3 数値目標 | 下記の追加 施策2 女性自立支援施設の設置 0% から100% | 1 | 【反映困難】 P47の主な取組No4のとおり、女性自立支援施設の設置に向け、関係機関とともに検討を進めていきますが、ニーズの把握から進めていくため具体的な目標として設定することは困難です。 |
| 119 | 59 | 第5章 計画の進捗管理・ 推進体制 | <下記内容の追記> 3. 適切な情報管理等 当事者の支援に際しては、高度なプライバシー情報を扱うことが多いため、個人情報 の適正かつ 厳重な情報管理が必要です。当事者及び関係者の情報流出を防止する体制を確立し、当事者 及び職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、関係部署も含めた適正な情報の管理に 努めます。 4. 課題把握・解決のための調査の実施 課題の把握及び解決に向けた調査を行い、施策に反映させます。また、国等の調査・研究の情 報を収集し、調査研究に活用するとともに、関係機関へ情報提供します。 5. 提案・苦情への適切な対応 県・市町村等の関係機関は、県民等からの提案や被害者からの苦情の申出について、本人の置 かれている状況に配慮して適切・迅速に対応します。 | 1 | 【修正加筆等意見反映】 第5章を「計画の推進体制・進捗管理」と し、構成を「1 推進体制」「2 進捗管理」 とするとともに、「2 進捗管理」の本文 に、次のように追記します。 「また、当事者の支援に際しては、個人 情報の適正かつ厳重な情報管理が必要 です。当事者及び関係者の情報流出を 防止する体制を確立し、当事者及び職 員や民間団体スタッフ等の安全を確保 するため、関係部署も含めた適正な情 報の管理に努めます。 さらに、県、市町村等の関係機関は、 県民等からの提案や被害者からの苦情 の申出について、本人の置かれている 状況に配慮して適切・迅速に対応しま す。」 その他、いただいた御意見は、施策・事 業の検討・実施の際の参考にさせてい ただきます。 |
| 120 | 59 | 第5章 計画の進捗管理・ 推進体制 2 推進体制 | 推進体制では、民間団体を含めた全ての団体が明記されたプロセスマップのようなものの作成 を望んでいます。それにより各団体がどのように連携できるのかがわかりやすいと考えている ためです。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は非常に重要である と考えており、今後作成を検討してい きます。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|-----|-----------|--|---|-----|--|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 121 | 59 | 第5章 計画の進捗管理・ 推進体制 2 推進体制 | 法を堅持できる強力な推進本部体制、審議会、支援調整会議などの体制を設けてほしい。強固な推進体制が整備されることで、女性相談支援センター機能強化を着実に進展させ、女性の福祉の充実、少女たちの希望や夢を持てる持続可能な社会につながると思います。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 122 | 59 | 第5章 計画の進捗管理・ 推進体制 2 推進体制 推進体制のイメージ | 障害者支援、高齢者支援の現場では、中心に当事者がいて、自己決定を支援する図をよく見ます。なぜ当事者がこの図のどこにも出てこないのでしょうか。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた意見は非常に重要な点であり、支援の中心に当事者がいることは当然であると考えていますが、困難な問題を抱える女性の範囲が非常に広いことから、図などの作成は今後進め周知して参ります。 |
| 123 | 概要 版 | 概要版 【現状・課題】 困難な問題を抱える女性 <背景>家庭不和 支援機関 (1)潜在的な要支援者 | 背景として、まず性差別の社会構造があることをはっきり書くべきです。なぜ女性支援法が施行されるのか、公的な女性支援の枠組みが構築されるのか・・・根強い自己責任論から解放されなければ当事者が支援機関にたどり着けません。それをしっかり謳うべきです | 1 | 【反映困難】 本計画は、全体の要旨を分かりやすくするため、簡潔な構成としているところです。いただいた御意見は、今後の施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 124 | 概要 版 | 概要版 【現状・課題】 | 現状課題ではさらに示す内容を求めます 山梨県における性犯罪件数、児童虐待件数、高校中退女子数、全国最下位の性教育等 | 1 | 【反映困難】 お示された内容を全て明記すると計画の分量が膨大となり要旨が伝わりにくくなると考えているため反映は困難ですが、関係データの重要性は認識しており、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 125 | 概要 版 | 概要版 【現状・課題】 | 背景は困難な問題を抱える社会構造の要因の視点が必要です。ジェンダー不平等社会構造を明確に示す下記4点の追加をご検討ください。 1.男女の不平等に基づく女性の困難の顕在化 2.支援が必要なのに支援のハードルが高い女性たち 3.性と生殖における健康と権利の遅延 4.包括的性教育など性の権利学習権が保障されていない | 1 | 【反映困難】 いただいた御意見は非常に重要ですが、背景や要因の分析については、今後研究・検討を進めていきたいと考えております。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|-----|-----------|---|---|-----|--|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 126 | 概要 版 | 概要版 【現状と課題】 | やまなし性暴力被害者サポートセンター「かいさぼももこ」…わかりやすく覚えやすい名称でも記載が必要であると考えます。 | 1 | 【反映困難】 計画の概要版には、全国のデータを用いているとともに、愛称は各地域により異なり計画に明記していませんが、今後の取組の参考にさせていただきます。 |
| 127 | 概要 版 | 概要版 【現状と課題】 | 困難な女性とは…女性というのはどの年齢から言えるのか。若年層で支援をなかなか受けられない方がいます。若年層が制度の対象と認識でき、若年層への支援が届きやすくするため、対象の中に若年層の困難内容を記載する必要があります。(若年妊娠・ヤングケアラー・非行歴を有する等)R4年10月27日 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課『「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」について』の中でも「若年女性への対応など、専門的な支援の包括的な提供」と支援のあり方が示されています。同時に、山梨県の計画概要の趣旨に『*「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む)をいう』とありますが、データが示されている(1)性犯罪・DV～(5)不安定な就業から受け取られるイメージは、女性のごく一部で、実態が想像しにくいです。「すべての女性がサポートを受けられる」法律であることをもっと強調できるような内容にしてください。 | 1 | 【記述済み】 P38の基本理念の本文中、困難女性支援法の規定を引用する形で支援対象となる女性を説明しているとともに、基本理念においても「すべての女性」と表現しております。 |
| 128 | 概要 版 | 概要版 【方針】 本人の自立に向けた相談 支援の強化 | 当事者本人が自立に向かうためには、当事者の意思の尊重と被害からの回復が図られなければなりません。そして、当事者の意思(自己決定)を表すことができるように、支援していく必要があります。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 129 | 概要 版 | 概要版 【具体的な施策】 2 継続的支援 3 女性相談支援センター の機能強化 | まず一時的な保護から始まり、相談～被害回復～住居の確保・訪問支援まで、継続・一貫した支援体制が創られなければなりません。当事者がたらい回しにされ疲弊してしまい、逆に相談しても解決しないという思いを抱かないようにしなければなりません。そのためには、女性相談支援センターがアウトリーチまで担う体制を創る必要があると考えます。2の継続的支援に民間シェルターでの自立支援とありますが、あくまでも要は女性相談支援センターに置かなければならないと考えます。そしてそのためには、女性相談支援センターのスタッフがしっかり働ける労働条件・教育体制の整備が急務です。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 130 | 概要 版 | 概要版 【具体的な施策】 3 女性相談支援センター の機能強化 | 女性支援相談員の質と向上について、研修等、知識的なものだけでなく、安定した雇用を望みます。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|-----|-----------|--------------------------------------|--|-----|--|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 131 | 概要版 | 概要版 【具体的な施策】 3 女性相談支援センターの機能強化 | 女性相談所を利用した時、館内は日中にも関わらずとても暗く、人を感知してピンポンとベルが鳴ったのが館内に響いたのをよく覚えています。相談しやすい環境、相談したいと思わせる場所の整備が必要です。若者であればなお、居場所や遅くまでいられることなど柔軟に考えていく必要があります。また、質問ですが、山梨には女性自立支援施設、母子生活支援施設はあるのでしょうか。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 なお、山梨県において、困難女性支援法の施行と同時に女性自立支援施設を設置しませんが、P47のNo4のとおり設置に向け検討を進めていきます。また、母子生活支援施設は、1施設存在しますが、現在休止中となっています。 |
| 132 | 概要版 | 概要版 【具体的な施策】 4 支援者間の関係構築 | 民間を含めた女性福祉支援のネットワーク化を図るとありますが、民間では活動するための経済的な裏付けが薄いため県、あるいは市町村として、活動のための補助を考えて欲しい。市町村にも女性相談員を是非、安定した雇用条件で設置して欲しい。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 133 | 概要版 | 概要版 【具体的な施策】 5 教育・啓発の強化 | 人権教育とありますが一步踏み込んで性教育の言葉を入れて欲しい。また、専門家を呼んで年齢に応じた教育を段階を踏んでやって欲しいと思います。また専門家の育成も合わせて欲しいです。 | 1 | 【実施段階検討】 人権教育には、様々な要素が含まれており、その中には、性に関する要素も含まれていると捉えております。 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 134 | 概要版 | 概要版 【具体的な施策】 5 教育・啓発の強化 | 教育・啓発の根幹に据えるのは、「性と生殖に関する健康と権利」です。 | 1 | 【記述済み】 素案P55のNo5に「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の周知の推進を記述しており、教育・啓発の根幹として認識しております。 |
| 135 | 概要版 | — | 神奈川では計画案を手話動画で周知していた。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|-----|-----------|-----|---|-----|---|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 136 | 概要 版 | － | ワーキングプア、生理の貧困など母子家庭だけではない人も困ってます。 | 1 | 【その他】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 137 | － | その他 | 支援者への支援内容について。物品購入支援は活用しにくい。シェルター、シェアハウスなどの物品は寄付で賄えることが多いこと、そもそも物品を購入する資金が不足している為、物品購入をするに至らない場合も多い。支援団体によって、必要となる資金内容は様々であり、物品購入という限定的な支援は使用しにくい。自由に使用できる支援が必要であり、家賃、光熱費、人件費など、管理面でも使用可能でないと、意味がない。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 138 | － | その他 | 新規支援者団体への支援について。そもそも、山梨県で支援団体を始めるには、他県に比べても困難が多い。例えば、行政からの支援者への支援の実績がないことや、地域理解の乏しさ、官民協力体制の不足など、現在ある問題が解決されていないためである。現在ある支援団体などをまずは維持するための取り組みが先であり、そこが常に火の車であることへの理解が足りていない。資金的にも人材確保にも疲弊しきっている。今ある支援団体の体制が整ったうえで新規支援団体を増やしていかなければ、現在の山梨県の行政支援体制では新規支援団体の長期維持は難しい。地域特性もあり、支援団体に対して県民からの嫌がらせや理解を得るにも困難を極める。本来の支援以外の心労にも向き合っていかなければならない。しかし民間は困難な問題を抱える女性を助けたいという想い一心で、資金も大変ななか活動を続けている。ここを行政が支えないで、支援者への支援とはいえない。官民協力体制という名目も、民間への業務委託が記載されているが、今現在ギリギリの民間団体にこれ以上の負担をかけるのか。業務委託の内容もよくわからないが、民間に頼るなら資金を助けるべきである。物品購入支援、新規支援団体支援がほとんど使用されない場合、結果的に、支援者への支援は必要ないと判断されかねない。意味のない支援内容を見直すべきである、という声も届かない。これではなんのための新法施行なのかわからない。もっと実際に日々活動している支援団体の声を反映する内容であるべき。山梨県が女性支援、国内ジェンダー不平等のワーストであることをもっと恥じるべきであり、それが人口減少の理由のひとつであると自覚すべき。たった1500万円でもなにができるのか、という落胆の声を知るべき。今回の素案内容は、行政の強みではなく、行政のズルさがみられる箇所も多い。本当にこれ全部出来るの？と心配もあるし、内容に具体性がなくよくわからない、と疑問にも思う。これ以上、行政にがっかりする、という流れを変えていきたい。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 139 | － | その他 | 「本計画における困難女性支援の流れ」を様々な社会資源(他法に基づく支援施策の活用)を記載し、図で示すことで計画の深い理解につながるのではないのでしょうか？ | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、非常に重要な点と認識しておりますが、今後具体的な取組を進める中で検討していきたいと考えております。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|-----|-----------|-----|---|-----|--|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 140 | - | その他 | やまなし県子どものための困難女性支援法(こども向けけいかくのがいようやさしい版)をわかりやすい内容で作成し、相談につなげてほしい。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、非常に重要な点と認識しておりますが、今後具体的な取組を進める中で検討していきたいと考えております。 |
| 141 | - | その他 | 現行でも様々な場面において無料の専門家による支援の提供が行われていますが、例えば性暴力被害者サポートセンターで、性暴力を含んだDV支援を依頼した場合には、回数制限はあるもののカウンセリングや弁護士相談を提供することが出来ても、女性相談支援センターにおいては、シェルター入所以外は無料の専門家支援は為されないことになると、本来ならば相談者は無料の心理支援を受けるべき状態であったはずなのに、無料支援のない相談場所を選んでしまった結果、相談者が不利益を生じてしまう心配をしています。そういったことが生じないようにご配慮をお願いします。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、非常に重要であり、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 142 | - | その他 | 大分・岩手では予期せぬ妊娠をした女性について、県内のデータを載せています。計画検討会でも個人が特定されない形で妊娠そうとSOSの相談状況をデータ化し提出させていただきました。ぜひ妊娠そうとSOSのデータも活用し、県内の予期せぬ妊娠で困っている方の現状を県民に知らせて欲しいと思います。 | 1 | 【実施段階検討】 困難女性支援法施行後、同法及び本計画に基づき様々な施策を進めていくに当たり、予期せぬ妊娠で困っている女性の現状等についても広く周知して参ります。 |
| 143 | - | その他 | アウトリーチについて、R6 年2/19 山梨県福祉保健部健康増進課主催「いのちのセーフティフォーラム2024」でNPO 法人BOND プロジェクトの橘ジュン氏を招いて「10代・20代の生きづらさを抱える女性の現状～死にたいという気持ちのその先に～」という講演会を行っています。若年層の困難さとアウトリーチについて話されていました。SOSでも同行支援によって支援につなげられたケースがあります。BOND プロジェクトや仙台のキミノトナリ等では、SNS でハッシュタグをつけて、困難さを抱える若年女性との接触を試みています。群馬県の計画(案)ではアウトリーチ支援を行う団体数を目標値として挙げていました。厚労省の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号:議員立法)のポイント」にもあるように、アウトリーチが重要ポイントである為、山梨県の計画案にアウトリーチという言葉は登場させていただきたいです。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、非常に重要と認識しており、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 144 | - | その他 | 厚生労働省資料「困難な問題を抱える支援に関する法律」のポイントP8～概要⑥～⑩に挙げられている事項について山梨県において施策の柱として挙げる必要があることがないか点検討してください。 | 1 | 【その他】 いただいた御意見を計画策定の参考にさせていただきました。 |
| 145 | - | その他 | 山梨県の支援の中核支援機関、支援の拠点について山梨県男女共同参画推進センターぴゅあ総合の女性総合相談と配偶者暴力相談支援センターとの関係を明記しておく必要があると考えられます。山梨県女性相談支援センターと山梨県男女共同参画推進センターぴゅあ総合が山梨県における困難女性支援法に係る支援拠点であること項目を立て明確化する必要がある。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、非常に重要であり、今後各機関の役割の整理や明確化を図って参ります。 |

| 番号 | 箇所 | | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 (対応方針) |
|-----|-----------|-------|--|-----|--|
| | 素案 ページ | 項目 | | | |
| 146 | - | その他 | 山梨県における市町村相談支援の支援体制として県女性相談支援センターに加えて県内5カ所に設置されている保健福祉事務所(中北、峡北、峡東、峡南、富士・東部)に女性相談支援員を配置し山梨県困難女性支援法に係る支援体制の整備強化を図ること。何年か計画で実行していただきたい。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、P52のNo7「県内各地域における相談窓口の強化検討」に関係する内容と認識しており、今後の検討の際の参考にさせていただきます。 |
| 147 | - | 計画案全体 | 例えば東京都での困難女性支援法モデル事業(若年被害女性支援)では、住民監査請求が認容され、住民訴訟が起きるなど混乱が続いており、第211回国会でも多くの質疑が交わされています。このような混乱は、何よりも支援対象者のためになりません。混乱が起きぬよう、情報公開をしっかり行い、透明性の高い支援活動となることを望みます。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 148 | - | 計画案全体 | 本法は、日本における「魂の結晶のような法」とも言われている。女性であることにより気絶級のジェンダー不平等社会では多くの女性が健康を蝕まれ命を奪われている。法の基本方針では、政策的に関連の深い(DV法に定める基本計画等)と一体のものとして策定できるとある。しかし、この度の本県ではその体制は不確かであり先行知見が活かされることはなかったと思われる。残念で惜しい。今後は庁内体制を整え、先見政策として庁内一丸となりパワーを蓄積し、本法の実施につながることを期待しています。県民も寄り添い女性福祉の地域力を高めていきたいと思えます。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見を真摯に受け止め、今後庁内一丸となって女性福祉の推進に努めて参ります。 |
| 149 | - | 計画案全体 | 今回のパブコメで他のパブコメも見ましたが、困難女性が一番分かりやすく、意見を出しやすい工夫をしていたと思えます。この法律は全ての女性に関わることから(DVの男女共同参画もですが)児童は無理かもしれませんが、若年層からの意見も積極的に欲しいことを考えると、ひと工夫あればよかったかな・・・と感じます。大学生は春休みなので…リアルな意見は拾えたのではないかと思います。これからは、すべての部署が関わり自分事を困難を抱えた当事者に届けるといふ、発想の転換と失敗したらやり直す心構えが必要だと思えます。県民の全てがクレーマーではないことを信じていただけたら嬉しく思います。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいた御意見を真摯に受け止め、今後庁内一丸となって女性福祉の推進に努めて参ります。 |
| 150 | - | 計画案全体 | 担当者はきつとご苦労されたと思いますが、素案の公表があまりにも遅く、予算案が先に報道されるという事態になりました。これでは、パブリックコメントの意味がないのではないのでしょうか？しかもその予算は1500万円でした。同じ紙面に大きく「卵子凍結保存助成事業に1億1500万円」と載っていました。リスクも指摘されている卵子凍結保存には、現に困難を抱えている女性に対する66年ぶりの、「男女平等」という言葉も入った法改正による支援事業より1億多い予算が付く。県民女性として、絶望的な気分になります。山梨県行政が、女性をどういうものとしてみているかが、この予算配分に如実に表れていると見做さざるを得ません。女性相談支援員の待遇も同じです。「困っている」女性にはその程度の職分の女性をあてがっておけばいいと言っているようにしか思えません。このことについて、もし反論があれば、ぜひお考えをお聞かせください。 | 1 | 【その他】 事業や施策の意義や価値は、必ずしも予算額の大きさに比例するものではないと考えます。 いただいた御意見は、様々な御意見の一つとして、参考にさせていただきます。 |